

# 江東区青少年交流プラザ関連情報ツイッター運用要領

令和4年4月1日

特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会

江東区青少年交流プラザ

## (目的)

第1条 本要領は、江東区青少年交流プラザ関連情報 **Twitter** アカウント（以下、「青少年交流プラザツイッター」という。）を、青少年交流プラザの情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおり定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 青少年交流プラザツイッター 青少年交流プラザが設置・運用する公式ツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) フォロー 他のユーザーのツイートを常に自分が受信できるように、アカウントを登録することをいう。
- (6) リプライ ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することをいう。
- (7) リツイート ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

## (運用主体)

第3条 青少年交流プラザツイッターの運営主体は青少年交流プラザとし、アカウントの管理及びツイートの発信は青少年交流プラザが行う。

## (運用主体等の明示)

第4条 この要領で定められているアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、青少年交流プラザツイッターのプロフィール欄に明示する。

## (アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体として青少年交流プラザツイッターのアカウント名を青少年交流プラザホームページに明示し、周知する。

(掲載内容)

第6条 青少年交流プラザツイッターでは、以下の情報を掲載することとする。

- (1) 青少年交流プラザの利用に関すること
- (2) 青少年交流プラザ事業の開催又は中止等の情報
- (3) 青少年交流プラザ事業の報告
- (4) その他青少年交流プラザが適当と認める情報

(フォロー、リプライ及びリツイートの制限)

第7条 青少年交流プラザツイッターでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リプライ及びリツイートは原則として行わないものとする。

ただし、政府機関・東京都・江東区・地方公共団体等の発信する公益性の高いツイートであり、かつ青少年交流プラザが必要と認めるものはこの限りではない。

(運用要領の変更)

第8条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は変更の旨とその内容を、青少年交流プラザツイッター又は青少年交流プラザホームページに明示し、周知する。

(その他)

第9条 その他、本要領の実施について必要な事項は、青少年交流プラザが別に定める。

付 則

本要領は、令和4年4月1日から施行する。